

参考答案（商標）

問題Ⅰ 設問 1 について

1. 防護標章登録制度の趣旨

防護標章登録制度は、禁止権の効力を非類似の商品又は役務に拡大し、著名商標に係る商標権者の業務上の信用の保護を図ることを趣旨とする。この制度により、出所混同の生じる範囲が明確になり、商標権の侵害の未然防止、及び、著名商標の出所混同の防止が図られ、その商標が使用される商品等の一定の品質等が保たれ、需要者等の期待利益が保護されるという利点がある。

問題Ⅰ 設問 2 について

1. 権利の発生及び登録要件

商標登録は、3 条・4 条の登録要件を求められるのに対し、防護標章登録は、64 条 1 項・2 項の要件が求められる点で相違する。

2. 権利の効力

商標権は、同一範囲で独占権（25 条）が、類似範囲は第三者の使用を排除する効力を有するが（37 条 1 号）、防護標章登録に基づく権利は、禁止的効力のみを有する（67 条 1 号）。

商標権については、使用許諾が可能だが（30 条 1 項、31 条 1 項）、防護標章登録に基づく権利に使用許諾制度はない。

3. 権利の移転等

商標権は、自由譲渡が認められているが（24 条の 2）、防護標章登録に基づく権利は自由譲渡ができず、商標権の移転に従い移転する（66 条 2 項）。

商標権は、質権が設定できるが（34 条）、防護標章登録に基づく権利は質権の設定ができない（68 条 3 項において 34 条不準用）。

4. 権利の更新

商標権は更新登録申請（19 条、20 条）を行うが、防護標章登録に基づく権利は更新登録出願を行う点において異なる（65 条の 2 第 2 項）。

5. 権利の消滅

商標権は、取消決定・取消審決の確定により消滅するが（43 条の 3 第 3 項、54 条）、防護標章登録に基づく権利には異議申立や不使用・不正使用に係る取消審判制度が存在しない。また、防護標章登録に基づく権利は、商標権を分割したとき（66 条 1 項）、商標権が消滅したときに消滅する（同条 3 項）。

問題Ⅱ 設問 1 について

商標権者乙は、甲による審判の請求の登録前 3 年以内に、請求に係る指定商品「クッキー」に登録商標口を使用している（50 条 1 項・2 項）。しかし、その使用開始は、甲による審判の請求前 3 月からその審判の請求の登録の日までの間にされたものであり、乙による 4 条 4 項の適用に係る承諾の可否を打診する書状の受領後のものであるため、乙から審判請求がされることを知った後のものといえ（50 条 3 項本文）、かかる使用は、正当な理由が認められない限り（同項但書）、使用に該当しないものとされる（同項本文）。

ここで、乙は当該書状の受領前の 2025 年 4 月頃から口の使用を含めて準備をしており、乙の当該使用に正当な理由が認められる（同項但書）。

参考答案（商標）

よって、乙が正当理由を明らかにすることにより、審判請求は認められない。
問題Ⅱ設問2(1)について

1. 否認

甲は、乙の登録商標ロに類似する商標イを、その指定商品「クッキー」に類似する「パン」に付して販売して使用しているため（2条3項1号・2号）、甲の行為は形式的に商標権侵害とみなされ（37条1号）、否認は認められない。

2. 不使用に係る権利濫用の抗弁

甲は、不使用取消審判を請求しているため（50条1項）、乙の商標権は当該審判請求によって取り消されるべきであり、その権利行使は権利濫用である旨の抗弁をすることが考えられる（民1条3項）。しかし、前述のとおり、当該審判請求は認められないため、当該抗弁は認められない。

3. 無効の抗弁（特104条の3第1項準用、4条1項10号）

甲は、乙のロが、出願時及び査定時に（4条3項）、「クッキー」に類似する「パン」を表示する甲の周知商標イに類似する旨の無効の抗弁をすることが考えられる（特104条の3第1項準用、46条1項1号、4条1項10号）。

しかし、同号の周知性の要件は、日本国内の広範囲にわたる必要があるところ、神奈川県全域程度では認められず、当該抗弁は認められない。

4. 先使用の抗弁（32条1項）

60 甲は、乙の出願前から、日本国内において、不正競争の目的なく、乙のロに類似するイを使用しており、乙の出願時には、甲の「パン」を表示するものとして周知であるとして先使用の抗弁をすることが考えられる（32条1項）。ここで、同項の要件の周知性とは、商標権者と先使用者との不利益を対比すると、4条1項10号よりも緩く解釈すべきであり、一都道府県全域での周知でも認められるものと解する。よって、先使用の抗弁は認められる。

問題Ⅱ設問2(2)について

1. 相違点の検討

以下の主張以外は、設問2(1)と同様である。

2. 無効の抗弁（特104条の3第1項準用、4条1項10号）

甲は設問2(1)と同様に4条1項10号の無効の抗弁をすることが考えられる（特104条の3第1項準用）。ここで、甲のイが日本国内の広範囲にわたって周知であるため、4条1項10号の要件を満たすが、既に当該無効理由の除斥期間を経過しており（47条1項）、乙の使用にあたっての文言等から不正競争の目的は推認されないため、当該抗弁は認められない。

3. 無効理由に基づく権利濫用の抗弁（民1条3項）

甲は、イが自己の業務に係る「パン」を表示するものとして乙の出願時に周知であるために、乙の商標登録が4条1項10号に該当することを理由として、権利濫用の抗弁をすることが考えられる（民1条3項）。

4条1項10号違反による無効審判請求の除斥期間経過後であっても、出願時に同号の他人に該当する者に対しての権利行使は、権利濫用にあたり（民1条3項）、当該主張は認められる。 以上